

宮崎国際大学教育学部ベストティーチャー賞規程

平成 27 年 6 月 3 日

制 定

(目的)

第 1 条 この要項は、宮崎国際大学教育学部（以下「本学部」という。）において教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、本学部の教員の意欲向上と学部教育の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 前条の表彰の名称は、宮崎国際大学教育学部ベストティーチャー賞（以下「ベストティーチャー賞」という。）とする。

2 ベストティーチャー賞の英語名称は、「MIC Award for Excellence in Teaching」とする。

(賞の授与)

第 3 条 ベストティーチャー賞は、表彰される年度当初において、本学部の教員として在職し、前年度までの教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、1 人に授与する。

- (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者
- (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者
- (3) その他ベストティーチャー賞にふさわしいと認められる者

(組織・選考委員会)

第 4 条 ベストティーチャー賞を授与するにふさわしい候補者（以下「候補者」という。）の選考は、FD 委員会において行い、FD 委員会委員長名で候補者を学長に推薦する。

第 5 条 学長は、前条の推薦を受けて、被表彰者を決定する。

(表彰状等の授与)

第 6 条 被表彰者に対して、表彰状を授与する。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ベストティーチャー賞に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年度6月3日に制定し、同日より施行する。